

1 年度別河川別直轄砂防災害復旧事業投資額

(単位：千円)

局名	河川名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
東 北	最上川								73,460			
	阿武隈川											
関 東	利根川水系							408,127				
	利根川水系							508,954				
北 陸	濃川											
	信濃川											
中 部	天竜川		216,244									
	美濃川							416,008				
近 畿	六甲山系			82,174								
	木津川		50,028									
中 国	大山山系(天神川)											
	大山山系(日野川)											
四 国	重信川							173,364				
	重信川							173,364				
九 州	球磨川											
	球磨川											
北 海 道	石狩川											
	石狩川				277,198							
合 計		0	266,272	82,174	277,198	0	589,372	917,081	73,460	0	0	

2 年度別地区別直轄地すべり災害復旧事業投資額

(単位：千円)

局名	地区名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
東北	豊牧地区											
	平根地区											
	黒沢地区											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
関東	譲原地区											
北陸	赤崎地区											
	甚之助谷地区											
	滝坂地区					196,477						
	芋川地区											
	計	0	0	0	0	196,477	0	0	0	0	0	
中部	入谷地区											
	此田地区											
	由比地区											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
近畿	亀の瀬地区											
四国	善徳地区											
	怒田・八畝地区											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	196,477	0	0	0	0	0	

3 年度別都道府県別災害関連地域防災がけ崩れ対策事業投資額

(単位：千円)

区分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		備考
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	108,127	0	0	0	0	0	0	
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66,796	0	0	3	262,214	0	0	0	0	0	0	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	1	60,480	0	0	1	32,064	0	0	0	0	0	0	19	1,141,000	0	0	0	0	1	59,400	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	217,668	0	0	0	0	0	0	
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	573,453	0	0	0	0	0	0	
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90,400
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,300	0	0	0	0	
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	350,000
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25,000	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	55,300	0	0	0	0	0	0	0	
広島	0	0	0	0	0	0	3	94,876	0	0	68	2,826,600	0	0	4	96,910	0	0	0	0	
山口	6	205,110	4	65,158	0	0	3	71,008	0	0	19	566,200	3	91,037	3	78,800	3	82,500	1	36,400	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16,200	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	47,278	3	77,900	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	221,300	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14,180	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1,658,924	51	1,756,400	0	0	19	924,000	7	488,000	0	0	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	66,000	1	25,300	9	238,100	0	0	
長崎	0	0	0	0	0	0	2	82,948	0	0	2	64,500	3	125,000	6	301,000	6	255,200	0	0	
熊本	0	0	0	0	0	0	277	6,681,232	0	0	5	193,200	0	0	8	339,680	0	0	0	0	
大分	0	0	0	0	0	0	2	15,084	0	0	0	0	0	0	2	68,760	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	7	203,182	1	10,790	5	77,180	2	44,328	1	17,650	1	18,760	1	24,530	
鹿児島	0	0	0	0	0	0	4	341,182	0	0	0	0	6	106,000	9	250,000	1	14,000	1	10,000	
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	7	265,590	4	65,158	1	32,064	298	7,489,512	22	1,783,788	168	5,893,960	61	2,734,827	54	2,111,400	28	1,129,560	7	570,730	

4 融資制度

融資機関

住宅金融支援機構（R4.4.1 時点）

1. 地すべり等関連住宅融資

地すべりや急傾斜地の崩壊などにより被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合等に融資をうけることができる。

【融資対象】

地すべり関連住宅	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 24 条第 1 項の規定による関連事業計画（以下「関連事業計画」といいます。）に基づいて移転される住宅部分を有する家屋（以下「住宅部分を有する家屋」を単に「家屋」といいます。）又は関連事業計画に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設され、又は購入される家屋をいう。
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 26 条第 1 項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は当該勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設され、又は購入される家屋をいう。
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 13 条第 1 項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設され、又は購入される家屋をいう。

2. 宅地防災工事資金融資

地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた場合に必要な資金を融資する。

【融資対象】

下表 1) ~6) のすべてにあてはまる場合。

1)	<p>宅地について勧告又は改善命令を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="320 521 1385 943"> <tr> <td data-bbox="320 521 491 748">勧告</td> <td data-bbox="496 521 1385 748"> (1) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 2 項又は第 21 条第 2 項 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 9 条第 3 項による勧告 (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項による勧告 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 754 491 943">改善命令</td> <td data-bbox="496 754 1385 943"> (1) 宅地造成等規制法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項 (3) 建築基準法第 10 条第 3 項 </td> </tr> </table>	勧告	(1) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 2 項又は第 21 条第 2 項 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 9 条第 3 項による勧告 (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項による勧告	改善命令	(1) 宅地造成等規制法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項 (3) 建築基準法第 10 条第 3 項		
勧告	(1) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 2 項又は第 21 条第 2 項 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 9 条第 3 項による勧告 (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項による勧告						
改善命令	(1) 宅地造成等規制法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項 (3) 建築基準法第 10 条第 3 項						
2)	<p>勧告を受けた日から 2 年以内又は改善命令を受けた日から 1 年以内に申し込む場合</p>						
3)	<p>年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている場合</p> <p>【総返済負担率基準】</p> <table border="1" data-bbox="341 1151 1018 1227"> <tr> <td data-bbox="341 1151 571 1189">年収</td> <td data-bbox="576 1151 794 1189">400 万円未満</td> <td data-bbox="799 1151 1018 1189">400 万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1196 571 1227">総返済負担率</td> <td data-bbox="576 1196 794 1227">30%以下</td> <td data-bbox="799 1196 1018 1227">35%以下</td> </tr> </table>	年収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下
年収	400 万円未満	400 万円以上					
総返済負担率	30%以下	35%以下					
4)	<p>申込み日現在、満 79 歳未満の場合</p>						
5)	<p>日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条第 2 項若しくは第 22 条の 2 第 4 項により永住許可を受けている方又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条、第 4 条若しくは第 5 条による特別永住者の方）</p>						

5 かけ地近接等危険住宅移転事業

災害の未然防止を図るため、かけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保することを目的とする。

1. 対象要件

- 1) 建築基準法第 39 条第 1 項または第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域
- 2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
- 3) 事業計画に基づく移転であること

2. 採択要件

事業計画に基づく移転であること

- 1) 既存不適格住宅
- 2) 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

3. 事業主体等

地方公共団体（原則として市町村）

4. 補助内容

- 1) 除去等費：危険住宅の除却等に要する費用
- 2) 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

5. 補助対象限度額

（単位：千円／戸）

除却等費			780
（借入金利子相当額）	一般地域	建物 土地 計	3,100 960 4,060
	特殊土壌等	建物 土地 敷地造成 計	4,440 2,060 580 7,080

6. 補助率

除却等費及び建物助成費：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
（社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業で実施）

6 防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって住居に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進するため、施行者が行う集団移転促進事業に係る経費に対し、国が補助する事業である。

1. 対象地域

移転促進区域：異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

2. 採択要件

(1) 移転対象戸数が5戸以上（災害ハザードエリア（※）外で行われる場合は10戸以上）あること

(2) 移転する住居の半数以上が住宅団地に入居すること

(※) 水防法に基づく浸水想定区域、土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）、火山災害警戒地域、津波災害警戒区域（特別警戒区域含む）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれかの区域で、災害の発生を防止する施設（河川堤防や砂防施設等）の整備が十分に行われていない場所

3. 施行者

(1) 市町村

(2) 都道府県（計画策定については、広域の見地からの調整を図る必要がある場合又は集団移転促進事業計画の策定のために必要な事務の実施体制を市町村が確保できない場合、事業実施については事業規模が著しく大きい場合等について、それぞれ市町村からの申出に基づく）

(3) 独立行政法人都市再生機構（事業主体である市町村又は都道府県からの委託に基づくもの）

4. 対象経費

(1) 住宅団地の用地取得造成費

(2) 移転者の住宅団地における住宅の建設購入・住宅用地購入に対する補助経費

(3) 住宅団地の公共施設整備費

(4) 移転元地の土地の買取り経費

(5) 移転者の移転に対する補助経費

(6) 事業計画等の策定経費

5. 補助率

国 3 / 4

（事業計画等の策定経費 1 / 2）